



Title	経済成長と農業者の経済的厚生
Author(s)	高嶋, 正彦; TAKASHIMA, Masahiko
Citation	北海道大学農経論叢, 32, 1-19
Issue Date	1976-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10906
Type	departmental bulletin paper
File Information	32_p1-19.pdf



経済成長と農業者の経済的厚生

高 嶋 正 彦

目 次

I 目的	1
II 方法	2
——厚生経済学視点——	
III 分析	8
1. 労働生産性の均衡成長	
2. 農業所得の安定性	
3. 世帯所得の平等性	
IV 総合	17
——経済成長と農業者の経済的厚生——	

I 目 的

戦後の高度成長期におけるわが国の経済は、その発展の過程において、農村を工業化、情報化の波にまきこみ、農業者の生活様式をいちじるしく都市風のものに変えた。これにともない農業者の生活欲望はいちだんとふくらみ、都市生活者とわけへだてできない状態に達したとおもわれる。この間、農業者は農業生産性の向上と兼業の拡大によってその所得の状態を改善し、欲望の充足をはかった。しかしそれは非農業特に都市勤労者の状態にくらべて劣るばかりか、それ自体としても問題を内包するものであり、農業者の「福祉」或は「厚生」を増大し、「満足」をもたらすにいたってはいないように思われる。

この小論では、厚生経済学的視点から、戦後日本経済の高度成長下における農業者の「福祉」或は「厚生」の状態を経済的厚生の側面で把握し、この変化の要因としくみを分析し、その結果を総合して、経済成長のあり方が農業の経済的厚生にどのようなかわりをもつかを考察する。

II 方 法

——厚生経済学視点——

はじめて厚生経済学を体系化したH・C・ピグーは「人間活動の本質的な目的は利潤であってもならず、どんな富であれその単なる生産であってもならず、それは厚生でなければならない」とした。そしてこの厚生を定義する際に、欲望を与件すなわち彼が判断を下さないものとみて、その実現を国民分配分に結びつけて規定した。彼によれば「経済的厚生は消費が与える満足とともに生産に支払われる苦痛に依存していて、それは国民分配分の大きさと恒常性ついでその分配の平等性が保証されることが多ければ多いほどますます大である¹⁾」とされるのである。

ピグーの厚生経済学は「経済政策の基礎を効用理論に見出そうとしたデュブイ、ワルラス、マーシャル、エッジワース……の伝統の集約であり体系化であった。ピグーは彼の政策勧告を経済政策の目的は社会的所得の実質価値の最大化にあるという公準から導いた。ところでそのような実質価値に到達するためには生産された様々の商品の数量を一定の価格の組で重みづけをしなければならない。こうした手続きを正当化するために、彼の書物の第一部が²⁾あてられている」のだが、そのなかに多くの問題をひき出すことになる二つの要求を含んでいた。その第一は、経済的厚生と社会的厚生との間に正の相関があることを認めることを、読者に要求していることであり、その第二は、異った個人の彼らの富からうる満足を比較することができるということを認めるように要求していることこれである。これらはともにうのみにしにくい要求であり、厳しい批判を招いた。

第1の要求に対する批判としては、まず何よりもJ. ホブソンのものをあげねばならない。彼は人間的厚生 (Human Welfare) ということを強調し、厚生概念には人間的費用を考慮に入れなければならないとした。すなわち、彼は「経済的に骨のおれるある種の仕事でも逆にそれに没頭する人間にとっては満足感の源泉であって、人間を道徳的知性的に向上させその品位を陶冶す

注 1) E. ジャム著、久保田・山田訳『経済思想史』、1967、p. 495.

2) E. ジャム、前掲『経済思想史』、p. 496.

3) 中山伊知郎、荒憲治郎、宮沢健一『原典による経済学の歩み』、1974、p. 671.

るすべての仕事がそうである。これに反して労働者を隷従させあるいはその品位をおとすようなすべての仕事は相当の人間費用をもつ、失業の人間的費用はきわめて高い⁴⁾とし、厚生概念に経済的であるとともに倫理的なものを求めた。この思想は当時の厚生経済理論に直接影響を与えなかったが、最近になって、E・J・ミシヤンが国民所得と国民福祉の等式化を否定し、厚生理論に倫理感や外部効果の導入を強く要求していること⁵⁾と思いあわせて味わい深いものがある。

ピグーは「経済的厚生と社会的厚生との間に正の相関があるということを確認しようという仮定で彼の問題の範囲を所得の水準と分配の問題に限ることができた。そして最適配分の理論はもとより、新厚生経済学も社会厚生関数の理論も実質的には同様にこの仮定を踏襲している。」⁶⁾しかし最近では新厚生経済学の基礎をきざしたJ・R・ヒックスによっても、経済学の経済厚生主義批判が行われている状況であって、⁷⁾ピグーの時代ならともかくも、今日では、この仮定の妥当性は容易に認めることができなくなっている。

第二の要求は、いわゆる個人間の効用比較は可能であると考えよ、ということに他ならない。これに対しては何よりもL・ロビンズの厳しい批判が問題となる。すなわち、ロビンズは「社会の経済的厚生をピグーのように各個人の効用の総和として把握しその極大化或はその個人間における分配の適正化を問題とする限り、かかる手続きは必然的に異なる個人間における効用の比較可能性を前提としなければならないが、科学としての経済学にとっては異なる個人間の効用を比較すべき何等の手段も存しない。」⁸⁾とした。たしかに個人が異った財から得る効用の比較は観察等によって可能である。しかしこれと個人間の効用比較とは次元が異なる。個人間の効用比較はそれ自体価値判断であり、ロビンズの批判は生ずべくして生じたといえる。

4) E. ジャム、前掲『経済思想史』pp.496～497。

5) E. J. ミシヤン著、都留重人監訳『経済成長の代価』pp.153～167、参照。

6) 中山他、前掲『原典による経済学の歩み』p.767。

7) ヒックスは「厚生主義者のいわゆる非経済的局面をもたぬ提案を行うことは不可能である。経済学者が勧告を行うときは、彼は全面的に責任がある。その勧告のすべての局面は、彼がそれを経済的と呼ぶことを欲すると否とにかかわらず、彼の関心事項なのである。」と述べている。中山他、前掲『原典による経済学の歩み』p. 677。

8) 熊谷尚夫『厚生経済の基礎理論』（増補版）、1972、p.14。

このロビンスの批判に対する対応の仕方によって、その後における厚生経済学の立場が分かれる。「第一の立場は、パレートの基準のみを認め、その範囲内で可能な研究をしようという立場である。……第二の立場は、パレートの基準に加えて補償原則を採用する新厚生経済学の立場である。カルドア、ヒックスといつた人達の立場である。……第三の立場は、社会厚生関数の立場であり、バーグサンやサムエルソンがとった立場がこれである。⁹⁾」

第一の立場は「競争均衡はパレート最適であり、逆にパレート最適は競争均衡である」という厚生経済学の基本定理の確立や「次善の最適」の理論的研究に貢献した。しかし政策に対する実際の関連は無いにひとしかった。

第二の立場は、分配問題と生産問題を区別し、分配については価値判断を下すことなしに生産に関して科学的勧告が可能であると考えた。そして補償原則を経済的な改善の基準としてもち出してくる。

ここで補償原則とはいうまでもなく、「たとえ誰かが害をこうむっても、もし利益を受けたものの利益から害をこうむったものを補償することが可能であり、しかもなおある人々が前より裕福になるのであれば、実質所得の増加があった」と考えるものである。しかし「この原則はあまり識別力のある改善であるとは限らなかった。それは異った所得分配の選択には使えないし、この基準にしたがう政策はすべて改善であるとは限らなかった。¹¹⁾」

第3の立場は、「厚生経済学の研究は倫理的前提が不可欠であるという意味で規範的研究であるということをはっきり認めるが、ロビンスのように厚生経済学を経済学者の資格で行う固有の研究ではない¹²⁾」とは考えずに、経済

9) 「パレートはロビンスよりも以前にパレートの基準を考えていた。異質な個人の効用を加算することはできないから、次のように考えた。ある状態が最適であるというのは、その状態のどんな変更も誰かを不利にする、そのような状態である。この最適概念から、パレートの次のような基準が導かれる。すなわち、①変化前より(1)すべての人を良化する、または、(2)誰も悪化するものではなく、かつまた誰かを良化するとき、その変化は望ましい、という状態である。この基準は、それ自体価値判断であるが、極めて要求する前提が少ないという意味で弱いものであり、かつ広範囲にわたって支持を得られそうな判断であると考えられた。」中山他、前掲『原典による経済学の歩み』pp.672~673.

10) 中山他、前掲『原典による経済学の歩み』pp. 672~677.

11) 中山他、前掲『原典による経済学の歩み』p. 674.

12) 中山他、前掲『原典による経済学の歩み』p. 675.

学者によって科学的に研究されうるものとする。すなわち社会厚生関数は経済学の外から与えられた一連の価値判断を定式化したものである。「その形式的構造は、価値判断の由来はいつでもよく、経済状態の良否の順序をつけるものであれば足りるとみて、そうした指標のどれかを用い、経済状態の良否に判定をあたえるかぎりでのありとありうべき変数を独立変数として、その関数の最大をもとめようとするものである。¹³⁾」

「社会厚生関数はもともとバグソンがピグーの厚生経済学を批判する道具だとして定式化したものである。それをサムエルソンが積極的にとりいれ、さらに社会的関数のみたすべき性質、いかにいえば広範に支持が得られそうな倫理的前提をあらいたて、それらの条件をみたすべき社会厚生関数を定式化したうえで、そのような関数を外側から課した場合の経済の最適条件を分析した¹⁴⁾」。

K. アローはこれをさらに一步おしすすめて、そのような社会厚生関数が個人価値の集計として求められないかという問題を一般的に解こうとした。いわゆる社会的選択の理論がこれである。「彼は一般可能性定理として否定的な結果を導いた。アローの結果の影響を評価することは慎重でなければならないが、民主主義社会における意思決定で合意をうる過程は極めて複雑であり、個人、集団、政党間の相互作用の過程が重要であり、したがって、アローの不可能性を克服する実践的な余地も大いにありうると思われる。政治的決定過程に関する研究の発展が期待される。¹⁵⁾」

以上、ピグーの要求に対する批判とこれへの対応の経緯からみて、今日の厚生経済学はピグーのものとはかなり異ったものとなっている。

他方において、農業政策の目標の設定に関して、農業者の福祉の向上が益々重視され、経済の高度成長下における農業者の福祉の状態を客観化する必要が高まってきている。

今日の厚生経済学視点からすれば、農業者の福祉の状態というときそれはインブリジットに社会的厚生の状態を意味する。しかしこの社会的厚生の状態を分析するには何としても資料不足である。そこでこの研究では考察の対

13) 熊谷尚夫、前掲『厚生経済学の基礎理論』 pp.17~18.

14) 中山他、前掲『経済学の歩み』 p.675.

15) 中山他、前掲『経済学の歩み』 p.675.

象をひとまず農業の経済的厚生の状態に限ることとする。それだからといってここで社会的厚生が経済的厚生と比例するというを公準として要求するつもりはない。まず経済的厚生の状態をつめておき、あとでこれをモデファイして社会的厚生に昇華させればよいと考えるのである。

いうまでもなく、農業者の経済的厚生の状態の改善を政策目標に設定するとき、この状態が大ざっぱな測定が可能である或る指標で示されるか、あるいはそれができなければこの状態を制約する条件の重要なものが測定可能なある指標で示されることが望ましい。農業者の経済的厚生の状態は具体的なある一つの数値で示すことはできない。ここではこれを制約する条件のうち重要なものを確認し、この条件の達成を左右する経済的関係を吟味するという手法をとらねばならない。

ところでこの手法に関しては、K・E・ポールディングのいわゆる「価値分析」が示唆に富んでいる。ポールディングは、「経済学の貢献は主に厚生関数とくに経済変数を含む厚生関数の形式的性質やもっともらしい一般的特徴を分析することにある」¹⁶⁾とし、彼のいわゆる「価値分析」の道具を用いて厚生的見地から主要とみなされる経済体系のある一般的特徴すなわち下位目的を確認し、これら下位的な諸目的の達成を制約している可能性関数を吟味することを通じて、厚生関数の性質や特徴を分析している。「この下位目的は大ざっぱな測定が可能でなければならず、またその下位目的のさまざまな価値を好ましきの順序に排列することができるという意味で厚生関数と関係づけられていなければならないという制約のもとで、経済政策の下位的諸目的をつぎのように区別することが可能である」¹⁷⁾としている。すなわち、1) 経済進歩率、2) 雇用、所得あるいは価格の短期安定、3) 所得分配の平等、4) 資源の産業及び職業への分配において無駄がないこと、5) 商品、職業および生活様式に関する個人選択の自由の範囲、6) 経済過程に随伴する人間関係についての満足の度合、がこれである。そしてこれら下位的な諸目的の達成を制約している可能性関数を吟味する。換言すれば、これら下位的諸目的のどのような組合せが可能ないし齊合的であるかを、現存する体系の経

16) K. E. ポールディング著、大石泰彦、宇野健吾監訳『巨視経済学』、1972 p. 267.

17) K. E. ポールディング、前掲『巨視経済学』pp. 267～268.

験的性質に依存して吟味して、彼のいう聡明な価値判断すなわち可能なすべてのなかから最善のものを選択しようとするのである。そこでは経済進歩率、雇用、所得あるいは価格の短期安定及び所得分配の平等などの下位目的に優先順位が与えられている。

ではこれらの下位諸目的は農業政策に関してはどうであろうか。たとえば、イギリスの農政学者であるウエザムは先進資本主義国の農政目標として、1) 豊富 (plenty), 2) 戦略 (strategy), 3) 安定 (stability), 4) 平等 (equality) 等を設定しているが、このうちの「豊富」、「安定」、「平等」の内容はそれぞれポールディングの下位目的の第1, 第2, 第3の内容と大同小異である。¹⁸⁾ またアメリカの農政学者D・E・ハザウェイはアメリカにおける農業問題の経済学的な吟味において、1) 不均衡 (disequilibrium), 2) 不安定 (instability), 3) 貧困 (poverty) の三つを問題としてとりあげ、アメリカの農業政策が農業の非農業との生産性の均衡、農業の価格・所得の安定及びアメリカの水準以下にある農業者の所得及び稼得機会の増大等などのように作用したかを分析し、厚生経済学的視点から民主社会における公共政策の検討を行っている。ここで貧困な農業者の所得の増大はそれ自体所得の平等化を伴うものであることはいうまでもない。¹⁹⁾

これらには共通して、経済の進歩或は成長、経済の安定 および所得の平等化に優先的順位が与えられているのを見る。このことは経済的厚生の状態を制約する下位諸目的のうちこれらのものが優先して選択せられるべきであるとの判断が一般の支持をうることができることを意味すると考える。

著者はこれらを勘案し、農業者の経済的厚生の状態は、農業の経済進歩率或は労働生産性の成長率の非農業との均衡、農業所得の安定化、農家・非農家間及び農家階層間における所得の平等化等に左右されるものとみて、これらを指標とし、測定値の変化を観察しその要因としくみを考察するという手順で、この研究を進めるものである。

18) Wetham, E. H., *Economic Background to Agricultural policy*, 1960, pp. 1~5.

19) Hathaway, D. E., *Government and Agriculture*, 1963, Part Two, pp. 81~182, 参照。

Ⅲ 分 析

1. 労働生産性の均衡成長

戦後の経済の高度成長期を通じて、農業の労働生産性の成長は非農業のそれと均衡する状態にあったか。まずこの点の吟味からはじめよう。

労働生産性を就業者一人当りの国民純生産で表し、農林水産業の国民純生産で農業部門のそれを、製造業の国民純生産で非農業部門のそれを表す。これをつかって昭和30年以降45年までの間の労働生産性の成長率を計算してみると、第1表のようになる。

第 1 表 産業別国民純生産成長率

	農林水産業	製 造 業
昭 和 30~45	11.58	12.81
30~40	10.83	9.99
35~45	11.80	15.26

注) 就業者 1人当り年平均で計算
資料 ; 日本統計年鑑

昭和30年から45年までの15ケ年についてみると、農業の成長率は11.58%

、非農業の成長率は12.81%でともに高い成長率を記録しているが、農業と非農業では農業の方が若干小さい。しかし、その差は僅少でありほぼ均衡成長の状態に近いとみてよいほどのものである。

しかしこの時期を前半の10ケ年と後半の10ケ年に分けて観察すると事情はやや異なる。前半の時期の昭和30~40年では、農業の成長率は10.83%で非農業の9.99%より若干大きく、農業の労働生産性は均衡成長の水準を超える成長いわば超均衡成長を達成したが、後半の時期の昭和35~45年では、逆に農業の成長率は11.80%と前半期を上廻ったにも拘らず、非農業の成長率はそれ以上に伸び、実に15.26%を達成したので、反転して均衡水準を下廻る成長いわゆる不均衡成長の状態におちいつている。これは成長率が10%程度なら農業が非農業とバランスをとってゆけるが15%となるととてもバランスはとれないことを示唆しているように思われる。

ところでここでいう労働生産性は名目価値表示であり市場価値評価の国民純生産を就業者数で除しているのので、農業生産物価格の上昇の影響を内蔵している。それは物的労働生産性と生産物価格の相乗積であり、その成長率には生産物の相対価格の変化が影響する。そこでこれを二つの成分に分けて観察し相対価格の影響を識別しておく必要がある。この点に関しては農林省作

成の労働生産性指数と相対価格指数の推移が解明の鍵となる。これによると農業の物的労働生産性指数は昭和35年を100として昭和40年では136.3、45年では185.5、製造業のそれは昭和40年では139.2、45年では245.1であり、農産物価格の製造業（卸）価格に対する相対価格指数は、昭和35年を100として昭和40年では149.5、昭和45年では178.8となっている¹⁾。これをみると①昭和35～40年の時期では農業の物的労働生産性の伸びは製造業のそれにほぼ等しいが、農産物の相対価格の伸びが大きいこと、②昭和40～45年の期間では農産物の相対価格は伸びてはいるが、農業の物的生産性の伸びが製造業のそれよりも小さく、その格差は非常に大きいこと等が分る。

このことは、先にのべた経済の高度成長期の前半期における農業の労働生産性の超均衡成長が農産物の相対価格の上昇によって加速されたものであり、その後半期における不均衡成長は物的生産性格差が大きく農産物の相対価格の上昇によってもカバーしえないものであったことを、示唆している。

以上非農業の物的労働生産性の成長率があまり高くない場合には農産物の相対価格の操作によって均衡成長を実現できるが、非農業の物的労働生産性の成長率が高くなると相対価格の引きあげで均衡成長を達成することは困難になるということを示唆している。

それでは労働の物的労働生産性そのものの均衡成長についてはどうか。これについても経済成長率が或る程度を超えて高くなると、均衡成長の達成が難しい様に思われる。

いうまでもなく経済の高度成長は農業の労働生産性を引き上げる誘因をもっている。農業の労働生産性を低からしめている根本的な原因は、農産物の所得需要弾力性が小さく且つ労働力が農業に過剰に就業させられていることにある。昭和30年以降の経済の高度成長は農業から非農業へ労働力の移動を促進した。農業人口は実に年平均3%の割合で減少したのである。この減少によって農業はその経営規模をだんだんと大きくし、機械化を軸とする省力技術の導入と資本の投入によって、土地生産性をおとすことなく労働の投入を減じたから、農業の物的労働生産性は大きく伸びた。昭35～40年の時期において農業の物的労働生産性が製造業のそれとほぼ等しい状態であったのは

1. 農業白書付属統計表による。

この為である。ところが、経済の成長率が大きくなると、一方で大量の労働力を持続的に農業から流出しつづける反面において、土地の買い占めによる地価の昂騰、農業雇用労賃の上昇、またがって労働力不足など農業経営規模の拡大をはばむ要因をもつくり出すようになった。さらにこれに農地法の規制や農業経営における資産の固定性の如き農業に内在するところの阻止要因が加わった。農業では経営規模拡大は円滑に進まず、資本係数が著しく大き

第 2 表

		対前年 増減率 (%)	趨勢値からの 偏差率 (%)
I	1949	—	4.6
	1950	4.7	6.2
	1951	△ 9.5	△ 6.7
	1952	5.4	△ 0.4
	1953	0.5	△ 6.9
	1954	6.5	△ 3.6
	1955	22.3	14.7
	1956	△ 13.4	△ 3.2
II	1957	—	△ 1.3
	1958	9.6	1.4
	1959	4.7	0.0
	1960	6.5	0.6
	1961	4.1	△ 0.7
III	1962	—	△ 5.0
	1963	5.2	△ 3.0
	1964	10.2	△ 4.7
	1965	13.6	△ 2.4
	1966	10.5	△ 1.8
	1967	21.2	9.1
	1968	2.5	3.3
	1969	△ 1.6	△ 5.5

1. 農業所得（1934—36年価格）のデフレーターは—御売物価指数。
2. 実質農業所得の趨勢値の推定は最小自乗法による。（期別ブロック毎に3本の式あり）。

くなって資本費用がまし、労働の生産性の成長率を非農業ほどに高めることはできなくなってきた。昭和40～45年の時期において農業の物的生産性の成長率が製造業のそれに及ばなかったのはこの為であろう。

2. 農業所得の安定性

戦後の経済の高度成長期において農業所得の安定性ははたして高まったか。つぎにこの点を吟味しよう。

農林省農家経済調査の全国農家一戸当り平均農業所得を指標にとり、この値を1934—36年価格でデフレーターして実質値値になおし、戦後の農業所得の変動率を計算してみると第2表のようになる。

対前年増減率は字句のとおりで前年からの増減量の前年値に対する百分比であり、変動の短期的傾向をよく表す。趨勢値からの偏差率は、I, II, III, の各時期について趨勢値を最小自乗法によって推定し、当該年次の実際値と趨勢値の差を求めこれ

を趨勢値で除したもので、変動の長期的傾向をよく表す。

第 3.-1 表
農業生産所得の対前年増減率の規模別年次数

	I	II	III
+ 20 % 以上	1	—	1
+ 10 ~ 20%	—	—	3
+5.0 ~ 10%	2	2	—
+ 2.5~5.0%	1	2	1
+ 0 ~2.5%	1	—	1
— 0 ~2.5%	—	—	1
— 2.5~5.0%	—	—	—
— 5.0~ 10%	1	—	—
— 10 ~ 20%	1	—	—
— 20 % 以上	—	—	—

第 3.-2 表
農業実質所得の趨勢位からの偏差率の規模別年次数

	I	II	III
+ 20 % 以上	—	—	—
+ 10 ~ 20%	1	—	—
+5.0 ~ 10%	1	—	1
+ 2.5~5.0%	1	—	2
+ 0 ~2.5%	—	3	—
— 0 ~2.5%	1	2	2
— 2.5~5.0%	2	—	2
— 5.0~ 10%	2	—	1
— 10 ~ 25%	—	—	—
— 20 % 以上	—	—	—

はその後半期の特徴をあらわす時期である。前節でみたように、高度成長の後半期は非農業（製造業）の経済成長率が15%を超える高い成長を記録した時期であることと照し合せると、戦後の農業所得は経済の高度成長期に入って一時安定化の様相を示したが、経済成長率が一段と大きくなるとまた再び不安定化を帯びてきたということができよう。

まず対前年増減率で農業所得変動の状態をみると（第3-1表参照）

I期（昭24-31）では変動率が±10%を超える年が7年のうち2度あるが、II期（昭32-36）ではこれが全くなく、III期（昭37-44）では7年のうち4度ある。

つぎに趨勢値からの偏差率でこれを見ると、（第3-2表参照）、当然のことではあるが変動率の絶対値は対前年増減率よりも小さくなり、さすが±10%を超える年は全期を通じてたった1度しかなくなるが、±5%を超える年はI期で8年のうち4度、II期ではゼロ、III期では8年のうち3度記録されている。

これを総じてみると、戦後の農業所得の変動状況は、II期において高い安定性を示したが、I期とIII期ではなお不安定である。ただI期とくらべればIII期の不定性はやや弱い。

ここでいうI期は経済が高度成長に移行する時期であり、II期は高度成長の前半期の特徴を、そしてIII期

農業所得の変動要因は農産物の需要サイドのものと供給サイドのものに分けられる。一般経済の成長、変動等に伴う消費所得の増減は農産物の需要に大きく影響する。輸入農産物に依存することの大きいわが国では、農産物の輸入量、輸入価格の変動が農産物の供給に大きく影響する。供給はまた当然のことではあるが国内農業生産物の生産量、価格の変化によっても大きく影響され、これは天候、作付統制計画、農業者の危険回避行動等によって強く規定される。また農業者による生産行動は農産物価格及農業投入費用の増減の見込みに左右される。ここでまた農業投入費用の増減は、一般経済の成長、変動に深いかかわりをもつことに注意しておかねばならない。たとえば一般経済の成長率が大きく、また好況が持続すれば、農業の雇用労賃はあがるが、鉄、石油の需要の弾力性が大きいところから、これらの価格に影響されることの大きい購入農用生産財の費用は必ずしも下らないことを思い合せれば充分であろう。

戦前にあっては農業所得の不安定性はまだまだ大きかった。³⁾それは一般経済の変動の影響が大きかったこと、農業技術の水準が低く、農業生産が天候その他自然的要因の変動に左右されるところが大きかったことによる。

われわれの研究によれば、戦後になると経済成長に伴う消費所得水準の上昇及び Built-in stabilizer の作用による可処分所得の安定化、特に Friedman のいわゆる Permanent Component の安定化により、わが国の農産物需要は景気変動の影響を蒙りにくくなった⁴⁾し、また農業技術、経営技術も進んで国内生産による農産物供給の変動の幅も縮小しただけでなく、これに加えて、米価をはじめとする農産物価格の安定計画、農協その他の経済組織による農産物販売の自主管理の実施、危険分散をはかる市場契約の開発などがあって、農業所得の変動率は縮少しその安定性が増大した。

しかし、貯蔵性の低い農産物を生産する農業にあっては、なお高度の不確実性に直面して内的な価格の継続変動に悩まされており、また地域、経営によっては依然として自然の影響による農業生産の非計画的な変動に苦しんでいるところがある。さらに政府による農産物価格の支持水準がランダムに変化していることが否めず、農協、その他による価格流通費用の安定化機能もま

3. 高嶋正彦前掲「農業所得の不安定性」pp. 172—182.

4. 高嶋正彦前掲「農業所得の不安定性」pp. 186—188.

だまだ充分ではない、という状況がある。

これに加えて、新しく、経済の高度成長は農産物の輸入を増大して農産物の供給変動に関する貿易の影響を拡大し、また農村から労働力を流出させて農村雇用労賃をつりあげるとともに農業の購入生産財利用を促して、農産物の生産費用に対する一般経済の変動の影響を拡大したと考えられる。

戦後、経済の高度成長期に入って一時安定化の様相を示した農業所得が経済成長率が一段と高まった時期に再び不安定性を帯びてきた背景には、農業所得の変動をひき起すこれら諸要因の作用が複雑にからみあっているわけだが、特に農産物価格の形成にますます強い影響をもつようになった農政の価格支持水準のランダムな変化と経済の高度成長率維持に伴って生じる新しい要因の作用とが重大であると考えられる。非農業の成長率を高率に維持しようとする計画のもとで多量の農産物を輸入しなければならない状況で農業所得変動を小さく抑えてゆくには、輸入農産物の供給の円滑を期することが鍵となるが、これは経済成長率が一段と高まり、農産物輸入への依存が大きくなればなるほど困難性をますますに思われる。

3. 世帯所得の平等性

戦後の経済の高度成長期において、農業者と非農業者の間及び農業者階層

第 4-1 表

都市勤労世帯所得に対する
農家所得の比(%)

	世帯員一人当り所得	世帯員一人当り可処分所得	世帯当り所得
昭 30	76.9 %	81.2 %	102.3 %
35	64.2	67.8	83.8
40	79.2	77.8	101.7
45	92.2	94.8	115.3

1. 農業白書の数値にもとづく計算。
2. 農家所得は全国農家 1戸当り平均。
3. 人口 5 万以上の都市。

間の世帯所得の格差、いいかえれば不平等性は縮少したか。つぎのこの点を吟味しよう。

農業者の世帯を代表するものとして農家経済調査対象農家世帯をとり、非農業者世帯を代表するものとして人口 5 万人以上の都市の勤労者世帯をとって昭和 30～45 年の間につき、その世

帯員一人当りの世帯所得及び世帯可処分所得を比較し、その相対比を計算してみると、第 4 表-1 のようになる。

これをみると世帯員一人当り所得にあって、同可処分所得にあって昭和30年から35年にかけてはその比率が低下したが、その後は上昇に転じ、昭和45年には昭和30年の値をはるかにオーバーするにいたっている。世帯員一人当り所得では昭和30年で76.9%にすぎなかったものが45年では92.2%に上昇し、同可処分所得では81.2%から94.8%へと上昇しているのである。つまり昭和30年には農家と都市勤労者とのあいだには、前者で19%、後者で23%の格差があったものが、昭和30年から35年にかけていったんこれが開き、その後は縮まるという経過を辿って、昭和45年には前者で8%、後者で5%へと縮小しているのである。経済の高度成長期を通じて農業者世帯と都市勤労世帯の間の所得分配は平等化の方向に推移した。

では、農家階層間における所得格差はどうであろうか。農家経済調査の対

第 4.-2 表

農家の各種所得の農業経営規模別比較

—2.0ha以上層を100とする比率(%)—

農業経営耕地面積		—2.0ha以上層を100とする比率(%)—					
		0.1~0.3	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0ha以上
昭和45年度	農業所得	6.4	12.7	29.9	56.5	73.9	100
	農外所得	344.4	314.5	250.5	181.0	131.6	100
	農家所得	82.9	80.9	79.8	84.6	87.0	100
	同可処分所得	82.3	79.6	78.6	83.2	86.1	100
昭和40年度	農業所得	8.3	16.2	33.0	55.5	74.0	100
	農外所得	309.5	295.6	214.7	149.5	117.8	100
	農家所得	58.8	63.1	63.5	71.3	81.3	100
	同可処分所得	61.3	65.9	66.1	73.2	82.6	100
昭和35年度	農業所得	8.7	15.6	31.6	51.7	68.9	100
	農外所得	348.5	322.3	200.6	138.7	122.7	100
	農家所得	51.8	54.5	53.0	62.7	75.7	100
	同可処分所得	54.7	57.2	56.3	65.2	77.0	100
昭和30年度	農業所得	16.6		36.9	57.7	75.3	100
	農外所得	285.2		169.2	126.2	108.1	100
	農家所得	42.8		49.8	64.4	78.5	100
	同可処分所得	45.7		53.1	67.8	80.3	100

注 1. 農業経済調査都府県農家一戸当り平均値にもとづく計算。

象となった農家の農業経営規模別全国一戸平均の農家所得をとり、昭和30-45年の農家所得内容をしらべ、それぞれの成分について、経営耕地面積2ha以上層の所得額を100として、各階層の比率を計算してみると第4-2表のようになる。

昭和30年を例にとってみよう。農業所得は経営規模が大きくなるにしたがって大であり、2.0ha以上層を100とすると0.5ha以下層の値は16.6とかなり大きく開いている。農外所得はこれとは逆に経営規模が小さくなるにしたがって大であり、2.0ha以上層を100として、0.5ha以下層の値は285.2とこれもかなり大きく開いている。この農業所得と農外所得を加えて農家所得となるが、これは経営規模が大きくなるにしたがって大となる傾向があり、その点で農業所得でみる傾向と同様であるが、その階層間格差は農業所得のそれにくらべるとはるかに小さい。すなわち、農業所得の場合は2.0ha以上層を100として0.5ha以下層の値をみると16.6となっているが、農家所得の場合はこの値が42.8であり、前者にくらべてはるかに大きく、したがってその格差はぐんと小さくなっていることが分かるであろう。そこでは、農外所得が農業所得の格差を縮小する役割を果たしている。

では農外所得のこの役割は経済の高度成長期を通じてどのように展開されたか？

たとえば、2.0ha以上層に対する0.5~1.0ha層の比較においてみると、その農家所得比が昭和30年では49.8%であったものが35年では53.0%、40年では63.5%そして45年では79.8%と上昇し、その格差が著しく縮小しているが、この農家所得の成分である農業所得と農外所得の推移をみると、小規模層における農外所得の増加が農業所得の開きを相殺して余りある大きなものに推移している。すなわち経済の高度成長期を通じて農外所得が農業所得の階層間格差を縮小する役割を演じた。この役割は、0.5ha以下の層の農家所得が昭和40年ではまだ最低を記録していたが45年になると0.5~1.0ha層を凌駕していることをみると、昭和40年以降になってますます大きくなったとみられる。農家と都市勤労者の世帯所得の格差を縮小したのも、農家の農外所得の増加に他ならない。

以上、経済の高度成長期を通じて農・非農業間及び農家階層間の世帯所得の分配は平等化した。これをもたらしたものは農外所得の増加であった。

しかも、この農外所得の増加は主に兼業所得の増加によったから、所得分配の平等化は経済の高度成長がつくり出した兼業所得機会の拡大と農業者の兼業化志向の進展によるものであったといわねばならない。

所得分配の平等化の役割を演ずべきものに政府の手によって行われる税・財政支出計画すなわち、総合累進税体系と移転的経費の支出の組合せによる所得再配分の計画がある。この計画の機能は、農家所得における平等化の規模と農家可処分所得における平等化の規模を比較して、どちらがより大きく進展したかをみることによって、確められる。そこで第4-2表によってこれをみると、昭和30年度、35年度、40年度ではこれがあまり大きいものではないが明確に認められるのに、昭和45年度になると、農家所得におけるよりも可処分所得において、僅かながら階層間格差が大きくなっており平等化機能は全く認められない。昭和45年度における機能の変化は何によるものであろうか。これは米の生産調整奨励金が、移転的経費に加ったことにある。なぜならこの奨励金は社会保障的支出とちがって、米作の規模が大きな農家にそれだけ沢山配分されたからである。もっともこの奨励金は、食管への赤字繰入れとともに、非農家と農家との間の所得配分では、その可処分所得の格差を縮小するに役立ったことはいうまでもない。

以上、経済の高度成長の期間を通じて、農家の兼業の拡大が農家と非農家及び農家階層間の世帯所得の平等化に大きな役割を果たした。経済成長が作り出した兼業機会の拡大は、農業における季節的失業その他による潜在的失業人口を吸収して、農業者に所得をもたらしたが、これは反面において農業の生産性の成長を抑制する要素をもっていたことをみのがしてはならない。また兼業の拡大に比べればその影響力ははるかに小さいが、農家、非農家間の所得平等化の役割を果たしたものに政府の所得再配分機能があるが、食管の赤字繰入れ、米の生産調整奨励金等の生産補助金的支出が社会保障的支出を凌駕していることを考えると、これは、農家・非農家間の所得の平等化には貢献したが、農家階層間の所得平等化には貢献するどころかかえってこれを阻害するものであったことを注意しなければならない。

IV 総 合

—経済成長と農業者の経済的厚生—

製造業の労働生産性の成長率であらわすと、わが国の経済は、昭和30年から45年までの期間に、年平均12.81%の高い成長を遂げた。これを、中間の5ケ年を重ね合せて、前半の10ケ年と後半の10ケ年に分けてみると、前半では9.99%、後半では15.26%の年率で推移している。同じく高度成長といってもその成長の程度は前半と後半では大きく異なる。前半を「高成長」と呼ぶのであれば、後半は「超高成長」とでもいわねばなるまい。

物的労働生産性の成長では、農業は経済の「高成長」の期間を通じて非農業（製造業）のそれとほぼ均衡する水準にあった。この期にはこれに加えて農産物の相対価格の大巾な上昇があったから、貨幣的な労働生産性では、農業が非農業を上回る成長、いわば超均衡成長を達成している。ところが「超高成長」の期間に入ると、農業は物的な労働生産性で均衡成長を下回る状態におちいったうえに、農産物の相対価格の上昇が小巾であったために、貨幣的な労働生産性では著るしい不均衡成長におちいつている。このことは、非農業（製造業）の成長が「高成長」の状態にあるときには農業の均衡成長を伴うが、これが「超高成長」の状態になると農業の均衡成長をはばむ条件が形式され、農業はとともこれにはついてゆけず不均衡成長におわらざるをえないことを示しているように思われる。

農業所得の変動率は、「高成長」への移行期にはかなり大きかったが、その後の「高成長」期を通じてはきわめて小さかった。ところがこれは「超高成長」の期間になると再びやや大きなものになっている。「高成長」への移行期には変動率が大きくなることは容易に理解できるが、「高成長」期には小さく、「超高成長」期に大となったことの原因は、必しも単純ではない。経済成長にあまり関係のない農業所得の変動要因の働きが、たまたま「高成長」期にあたる時期においては不活発で、「超高成長」期にあたる時期には活発であった、ということがあるかもしれない。この点は吟味していないので何ともいえない。しかし非農業の成長率がある程度を超えて大きくなると、農産物輸入量の拡大とか農業のインプットミックスの変化が刺激され、農産物の供給面でいままでのものとは違った変動要因の作用が強まり、農業

所得の変動率が大きくなる可能性が多分にある。経済がいわゆる「高成長」の状態では、農業所得の安定性は増すが、「超高成長」の状態になると、これを減少する条件が形成されるように思われる。

世帯所得の農・非農業間格差は、「高成長」及び「超高成長」の両期間を通じて、著しく縮小した。これはひとつには経済成長に伴う農業者の兼業所得の増加によるものであり、またひとつには政府の所得再配分機能によるものであったが、何といても前者の影響が圧倒的である。

このことは農家階層間の所得格差の推移についてもほぼ同様にあてはまる。ただ、こちらの場合は、政府の所得配分機能が全期間を通じてつねに所得格差を縮小するように作用しなかったという点が異なる。政府の移転的経費に社会保償的な支出だけではなく、生産補助金的な性格をもつ支出が多く加わる場合には、これが生産実績に応じて配分されるところから、階層間格差が縮小するどころかかえって拡大することがあるのである。農家階層間における可処分所得の格差が、いわゆる「超高成長」期において拡大したのは、外ならぬ米の生産調整奨励金の交付によるものであった。米の生産過剰がいわゆる「超高成長」期に生じており、それは経済の「超高成長」を維持する諸計画と根底において結びつくものであることを考えるとき、程度を超える経済の成長はここでもまた問題となる。

経済の「高成長」及び「超高成長」はともに農業者に兼業所得を与え、政府の所得再配分機能を拡大して、農家・非農家間の所得の平等化をおしすすめた。しかし政府の所得再配分計画そのものは「超高成長」下にあった農家階層間の所得格差を縮めることなくかえってこれを大きくし、所得の不平等化をひき起さざるをえなかった。また兼業はたしかに農業者の潜在失業を縮少し所得をもたらす効果をもったものの、他方において農業の生産性の成長を阻害しかつ農業者に農業離れの苦痛を与えるものであったことを忘れてはならない。

以上、労働生産性の均衡成長、農業所得の安定性、及び世帯所得の平等性の状態が、経済の高度成長期を通じてどのように変化したかの分析結果を総じてみると、農業者の経済的厚生は、経済の「高成長」期には増大したが「超高成長」期には増大することなくむしろ減少していることを指摘しなければならない。そしてこのことは或る程度の経済成長は農業者の経済的厚生

経済成長と農業者の経済的厚生

を増大させるが、程度を超えた経済成長はかえってこれを縮小するしきみをつくりだすものであることを示唆すると考えられるのである。